

自由民主党の「自民党のDX」及び「国会のDX」提言について

■ 要 旨

- ① 2021年6月18日に自由民主党の党・政治制度改革実行本部が、自民党及び国会のDXについて、自由民主党総裁へ提言を行った。
- ② 「自民党のDX」提言について
「オンラインでの自民党申込」、「黨員管理のDX」、「政治資金パーティーのインターネット配信」などについて提言
- ③ 「国会のDX」提言について
国会のデジタル化の基本となるデジタルインフラの整備について提言

■ 提言の主な内容について

(1) 「自民党のDX」提言

	概 要
オンラインで自民党 員申込	○申込用紙の郵送に加えて、オンライン申込を可能にする。 ○オンライン申込について、考え方・体制に違いがあることから、当初は、各都道府県連が手上げ方式で接続・参加できる形とする。
黨員管理のDX	○黨員管理システムのバックアップサーバが災害等に見舞われる可能性を踏まえ、定期的にバックアップデータを取り出し、党本部とは別な場所で適切に保管
政治資金パーティーのインターネット配信	○対面来場とオンラインでのライブ配信を並行したハイブリット型で実施する議員が増加しているが、政治資金規正法上、収支報告をパーティーと配信で区分しなければならない可能性が高いことから、国民の理解が得られる形について、検討を進める。
党本部のデジタル環境	○主要な会議室にモニター、カメラ、マイクを設置し、オンライン会議のインフラ充実 ○党内の会議は、主催者の判断で、国会議員のオンライン参加を積極的に認める。 ○全国幹事長会議や全国政調会長会議については、定期的にテーマ別オンライン会議を開催し、地方の声を吸い上げ、反映できるようにする。
自民党公式ウェブサイト	○将来的に、「お悩み相談（政策FAQ）AIチャットボット」を自民党公式ウェブサイト設置

(2)「国会のDX」提言

概 要		郡山市
公衆W I - F I の設置	○衆参両議院会館の来館者が通常利用するスペースへの設置 ○憲政記念会館の講堂や会議室への設置	公共施設にWi-Fi整備済み 2021～拡充
国際会議への対応	○衆議院第一議員会館の国際会議室、参議院議員会館の講堂への早急な通信環境の整備	会議室は、「置くだけWi-Fi」で対応可能
公用P C のスペック向上	○衆参両議院の公用P Cについて、オンラインミーティング、画像、動画の編集等が滞りなく行えるスペックへの刷新	テレビ会議用端末機、タブレットを配置済み
公用P C の議員室外への持ち出し禁止要件の抜本見直し	○衆参両院の各議員事務室に割り当てられている公用P Cについて、議員室外、会館外への持ち出しルールの抜本見直し（室外への持ち出しを認める。）	テレワーク対応端末機は課長等の判断で持出し可能
衆参立法情報ネットワークシステム（イントラネット）のDX	○国会議員や秘書が利用するイントラネットの仕組みを見直し、議員室外からでも調査が行えるようにする変更	テレワーク対応端末機でどこからでも市行政ネットワークに接続可能
デジタル・デバイドの解消	○国会議員と秘書のITリテラシーの強化	デジタル市議会
国家公務員・一般来館者の衆参両院の議員会館への入館手続きDX	○事前にワンタイムのQRコード等を発行することによる入館許可の仕組みの導入 ○国家公務員ICカード又は国家公務員ICカード機能が付与されたマイナンバーカードでの入館の簡素化	※入館手続きなし

令和3年6月18日

自由民主党

総裁 菅 義 偉 殿

党・政治制度改革実行本部「自民党のDX」

「自民党のDX」提言

政府においては、コロナ禍において企業や個人に対して、リモートワークの徹底を要請するとともに、その基盤となる行政のデジタル化などデジタル関連施策を強力的に推進している。今国会においては、デジタル庁の設置を柱とするデジタル改革関連法が成立し、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる環境が整いつつある。

自民党としても、多様なデジタル技術を活用した「新しい生活様式」が国民の間で根付きつつあることを踏まえて、利便性・効率性の観点からデジタル化を推進することは勿論、国民政党として、デジタル化を通じて、より国民に近い、より国民が身近に感じられる存在に進化していくことが求められている。

従前より、政治・政党活動においては、対面での活動が基礎基本であるとされてきた。直接有権者とお会いをして、相手の呼吸や温度から、多くのことを感じ取る。今後も、政党・政治家として、そうした「対面」での活動を疎かにしてはならない。その一方で、経済社会のデジタル化が進展する中で、我が党も「進化する保守政党」として、変わるべきところは変わらなければならない。

そうした問題意識に基づき、党・政治制度改革実行本部は、令和2年11月に「自民党のDX」を設置し、自民党のデジタル化について、議論を重ねてきた。具体的には、(1) オンラインでの自民黨員申込、(2) 黨員管理のDX、(3) 政治資金パーティーのインターネット配信などについて、今後の方向性・改善点を集中的に検討したところ、ここに提言する。

(1) オンラインでの自民黨員申込

①現状と意義

現状、自民黨員の申込については、(ア) 党所属議員・黨員からの紹介、(イ) 申込用紙の郵送(手交)、(ウ) 各都道府県連での審査、(エ) 党費

の徴収、(オ) 党員証の発行という流れが一般的である。

この「申込用紙の郵送（手交）」に加えて、オンライン申込を可能にすることで、利用者目線で、申込プロセスを効率化すると共に、これまでリーチしきれなかった潜在的支持層を自民党員に誘導することが可能となる。例えば、「自民党LINE 公式アカウント」には、既に 65 万人が登録しており、そうした層へのアプローチが容易になる。

本 WG で、LINE 社など数社からヒアリングを行ったところ、eKYC の仕組みを使えば、免許証・保険証などで簡便に本人確認や反社チェックなどができることが分かった。また、併せて党員のデジタル管理を行えば、オンラインイベントや SNS 発信に活用できると共に、選挙区の支持層や動向分析などのデジタルマーケティングも可能になる。

その意味で、オンラインでの党員申込を実現することは論を俟たない。本 WG としても、組織運動本部と打ち合わせを重ねるなど積極的に働きかけを行ったところ、5月11日に総務会決定された「120万党員獲得運動推進要綱」中に、オンライン入党手続きの具体化が明記された。

②検討の方向性

今後は、組織運動本部において、オンライン入党手続きが具体化されることとなるが、本 WG としては、以下の方向で具体化することを提案する。

- オンライン申込は、自民党員のすそ野を飛躍的に拡大する可能性があり、世の中にその存在を知らしめると共に、所属議員の意識を高めるためにも、オンライン申込導入と併せて、「オンライン党員 50 万人」目標など高い旗を掲げるべきである。
- 現状、党員の申込・管理・党費の分配については、「県連自治」の考え方に基づき運用が大きく異なっており、それを標準化することは、関係者の利害に直結するため、短期的には非常に困難である。そのため、オンライン申込が、極力「既存の生態系」に影響を与えないことに留意すべきである。
- オンライン申込の最大のネックは、仕組みの導入や eKYC にかかる費

用の問題。具体的な額については、サービス内容によって様々だが、1件のeKYCで200円～500円程度は想定する必要がある。このボトルネックを解消し、オンライン申込を普及する意味で、当初数年間は党本部で、オンライン申込に係る経費を負担すべきである。なお、党本部に入金される党費分（800円）を踏まえれば、当該経費を党本部で支出しても、ネットの収支は黒字である。

- 今後、党本部の組織運動本部において、オンライン申込の体制整備を行っていくこととなるが、各都道府県連によって、オンライン申込についての考え方や体制にも違いがあることから、当初は各都道府県連が手上げ方式で接続・参加できる形とすべきである。

（2）党員管理のDX

①現状とセキュリティ上の課題

党員管理システムは、6年前に大幅改修され、党員情報は、一拠点に設置されたサーバに一括管理されることとなった。また、党本部と各県連の間は、インターネットから閉じたVPN網によって接続されており、データは厳重に保護されている。また、バックアップサーバを別途設置しており、万一の事態でも、データが容易に復元できるように体制整備されている。

その一方で、当該バックアップサーバも、同時に災害等に見舞われる可能性も踏まえて、より簡便な形で定期的にバックアップデータを取り出し、党本部などとは別の場所で適切に保管すべきである。

②総裁選挙との関係

総裁選挙において、党則に定められた「総裁公選」を行うことが原則だが、昨年9月の総裁選挙のように、総裁が任期途中で辞意を表明された場合などにおいては、選挙人データの整理や投票はがきの印刷・発送など、総裁公選の実施に最低でも二カ月間はかかるとされ、多くの場合「党大会に代わる両院議員総会」により、次期総裁が選任されることとなる。

この点、党内民主主義の観点から、できる限り幅広く党員の声を聞くためにも、党則の原則通り「総裁公選」を行うことが望ましい。

そのため、総裁公選の実施にあたって最も時間のかかる「選挙人名簿データの精査」については、より効率的な手法がないか 不断の見直しを行うべきである。

また、自民党DXのマンデートを超えるガバナンスの課題ではあるが、現在も、「総裁公選」の予定年は、当該年の上半期から、選挙人名簿データの精査を進めていることを踏まえれば、今後は、総裁公選の予定年に限らず、毎年選挙人名簿データの精査を進めておくことで、不測の事態にあっても、極力「総裁公選」を行うことができる体制を整備しておくべきではないか。

(3) 政治資金パーティーのインターネット配信

新型コロナの影響で、「政治資金パーティー」の開催の中止・延期が相次いでいる。その点、主催者側・参加者側共に、政治資金パーティーのインターネット配信を望む声は大きい。

インターネット配信により、主催者側としては、(ア) 全国の支援者に声をかけやすい、(イ) 感染防止、(ウ) ホテル代や飲食代等の経費削減などのメリットがある。また、参加者側としても、(ア) 会場までの交通費がかからない、(イ) 感染防止、(ウ) 会社等で人数制限なく多くの社員と視聴できるなどのメリットがある。

事実、対面来場とオンラインでのライブ配信を並行したハイブリッド型でパーティーを実施する議員が増加している現状がある。

しかしながら、ハイブリット型のパーティーの場合、厳密には、政治資金規正法上、収支報告をパーティー（来場者）と配信（オンライン参加者）で区分しなければならない可能性が高い。また、政治資金規正法第8条の2において、政治資金パーティーについて「対価を徴収して行われる催物」とされているが、総務省の見解では、「催物」とは、人を集めて行う様々な会合などと解され、「人を集めずオンラインで開催するものは、人を集めて行う会合と解することは難しい」とされている。

以上のような状況を踏まえ、党政治制度改革実行本部においては、新たにWGを立ち上げ、国民の理解を得られる「政治資金パーティーのインターネット配信」の形について検討を進めるべきである。

(4) その他

党本部のデジタル環境については、インターネット環境改善・会議室の機材設置・ペーパーレス化・クラウド化などについて、近年相当程度の進捗が見られることは高く評価したい。その上で、主要な会議室にモニター・カメラ・マイクを設置しオンライン会議のインフラを充実させるなど、デジタル環境改善に向けて、不断の取組を進めるべきである。

党内の会議については、保秘の観点から問題ない場合は、主催者の判断で、国会議員のオンライン参加を積極的に認めるべきである。

また、上記のインフラを全面的に活用し、青年局・女性局の取組も参考にしながら、党本部内の議論を、積極的に地方議員や党員・党友に共有すべきである。例えば、新型コロナ禍にあつて、総裁や政調会長などと都道府県連間のリモート対話・意見交換が実施されているが、新型コロナ収束後も、全国幹事長会議や全国政調会長会議については、定期的にテーマ別にオンライン会議を開催し、常日頃よりダイレクトに党本部の議論を共有すると共に、地方の声を吸い上げ、反映できるようにすべきである。

さらには、ユーザー目線にたつて、感染症対策・子育て支援・中小企業/小規模企業支援などの支援策を迅速かつ確実に届ける仕組みを構築すべきである。既に、新型コロナ対策では、自民党 HP 上で対策を分かりやすく整理し、好評を頂いたが、そうした取組をバージョンアップして、将来的には、「お悩み相談（政策 FAQ）AI チャットボット」を自民党公式ウェブサイトに設置すべきである。その際、①マイナポータルに誘導し手続きのデジタル完結をサポートする、②既存の政策では対応できない相談の情報を蓄積し、党の政策立案に活用する、③AI チャットボットは親しみやすいキャラクター化を検討するなどの取組を併せて進めることで、より国民に近い、国民のニーズをとらえた信頼たる国民政党に進化すべきである。

(以 上)

自由民主党

総裁 菅 義 偉 殿

自由民主党

党・政治制度改革実行本部「国会のDX」

「国会のDX」提言

新型コロナウイルスの感染拡大が世界中で急激に加速する中、人や物との接触を回避するために、様々なIT技術を駆使する新しい生活様式が国民生活で根付き、デジタルの時代は大きな節目を迎えた。

菅内閣では、「ウィズコロナ」「ポストコロナ」を見据え、デジタルトランスフォーメーション(DX)を強く推し進め、今国会(第204回国会)では、デジタル庁の設置を柱とするデジタル改革関連法が成立。誰もがデジタル化の恩恵を受けられる環境が整った。

しかし、国権の最高機関たる国会では、行政府のデジタル化の法律を審議・成立させながら、足元の立法府そのもののデジタル化のペースが遅い。世界に目を向けると、オーストラリアのモリソン首相は、昨年秋における来日の帰国後、14日間の隔離期間中に、オンラインで国会参加をしたというほか、英国議会では委員会審議をロックダウン中にオンラインで行っており、日本から参考人意見聴取も行われている。

党・政治制度改革実行本部は、令和2年11月に「国会のDX」を設置し、世界標準から大きく遅れをとっている国会のデジタル化について、この間議論を重ねた。

国権の最高機関であり、唯一の立法府である国会が、それに相応しいデジタル環境を整備することは急務である。さらに、衆参で異なる通信環境や、IT機器の差があることは、国会議員の政治活動や政策立案の根幹である情報の格差にも繋がりがかねない。

憲法で保障されている議員活動の自主独立性不可侵性を担保しつつ、審議のオンライン化や委員会へのタブレットの持ち込み、ペーパーレス化、国会審議に関わるレクのオンライン化等、他にも検討を要する課題がたくさんある中で、まずは第一歩として国会のデジタル化のいわば基本となるデジタルインフラの整備について、ここに提言する。

国会DXに向けたデジタル環境の整備について

コロナ禍にアナログ原則の従来型社会が見直され、デジタル庁が新たに発足するなど、これまでの圧倒的な遅れを取り戻すべく加速度的に国を挙げてのデジタル化が行われようとしている。国会でも参議院議院運営委員会の下に「ICT活用のための検討プロジェクトチーム」が発足し、院内手続における押印が見直されるなど、様々な改革が検討されている。しかし、デジタルを活用し様々な対応が求められる時代において、国会のDXに関しては早急に解決すべき課題が未だに随所にみられる状況である。その解決にあたっては衆参の個性は

重んじながらも、基礎は共通化し整えることが重要であるとする。国会対策委員会や議院運営委員会での協議を見据えながら衆参が足並みを揃えて、共通の課題として国会 DX を考えていくべきであるとする。

(1) インフラとしてのデジタル環境の整備

インターネットを通じて、国会議員の活動は時間や場所を問わずに行われるようになり、コロナ禍においてはオンライン会議などの手法も一般的なものとして認識されている。その様に今や、インターネットはなくてはならないインフラの一つであるが、衆参両議員会館のネットワーク環境の整備に関しては、衆参での独立性の担保という観点から、今までそれぞれ異なった意思決定の元で整備がなされてきた。通信も電気や水道の様な最重要なインフラと考え、セキュリティの担保、安定した一定水準を確保した通信速度・容量、議員・職員用とゲスト用などの Wi-Fi の利用方法、そして Wi-Fi の利用範囲など、インフラの基礎に関しては両院共通の指針で整備を進め、その上で両院の独自性を付加していくことが今後の整備方針において重要だと考える。

1) 公衆 Wi-Fi の設置

衆議院議員会館内の一部のエリアでは既に Wi-Fi が利用出来ると各議員事務室に案内されているものの、受付などで来館者への案内はされておらず、利用に際しても事前の入力や複雑な手続きが求められ、実情としては議員や職員、来館者も含め多くの方が、十分に利用ができていない状況にある。そして、参議院議員会館においては、一部会議室でインターネット接続は出来るものの、有線 LAN での利用に限られている。駅や空港、市中の様々な施設で公衆 Wi-Fi が整備されている様に、十分な回線速度で簡便に利用が可能であり、かつ多言語に対応した公衆 Wi-Fi 環境の整備を提案する。具体的には、衆参両議員会館の議員事務室はもとより、その大小に関わらず全ての会議室、来館者が待機する会館入口の受付付近から始まり共用する廊下、ホール、食堂や喫茶店など来館者が通常利用されるスペース全て、さらには衆議院事務局が管轄をする憲政記念館の講堂や会議室など、セキュリティを担保しながら個人の端末でシームレスに Wi-Fi を利用できる環境に整備されることを強く提案する。

Wi-Fi 機器の調達に関しては、国民の税金が原資となっている観点からも、後述の PC の調達と同様に、適正化・透明化が必要である。

なお、大人数での WEB 会議を安定的に開催するために、バックアップとしての有線 LAN 環境や、WEB 会議室システムに対応したモニター、スピーカー設備等の整備も必要であるとする。

2) 国際会議への対応

衆参両議員会館の通信環境の整備においては、特に、とりわけ衆議院第一議員会館に置かれている国際会議室、参議院議員会館に置かれている講堂は早急に通信環境の整備が必要と考える。とりわけ国際会議室は諸外国との国際会議を開催することを第一の目的とした会議室であり、海外への渡航が制限されている今はもとより、各国とのオンライン会議を今後は安定的に開催できる通信環境の構築が求められている。さらにはポストコロナを見据え、国権の最高機関である国会の議事の場として、各国からの来賓を招いた際に恥ずかしくないインフラの提供が重要だと考える。

(2) 公用 PC のスペックの向上

現在の公用 PC は、オンラインミーティングの際に使用する Web カメラやマイク、Wi-Fi などに対応をしていない機種が支給されている。令和 4 年度（衆議院は 4 月、参議院は 12 月）に衆参両議院の公用 PC の更改を控え、衆参両議院事務局のヒアリングからは、PC 本体の能力を規定するプロセッサ、メモリ、記憶容量について示された現段階の更新案では、十分とは言えず、現在活用されているオンラインミーティングや広報活動のための画像や動画の編集等を滞りなく行えるスペックを備えた PC への刷新を強く要望する。また、公用 PC やデジタル機器に関しては、既存の調達基準を見直し、新たに審議会等を設置することで基準を策定し、幅広い民間会社の新規参入を促すなど、適正・透明な調達を行う。

(3) 公用 PC の議員室外への持ち出し禁止要件の抜本見直し

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、政府がテレワーク 7 割の推進を国民に求める中、オンライン会議の活用など社会全体が変化しており、それに歩みを合わせ多くの議員事務所もテレワークや、オンライン会議を導入するなど様々な取り組みを行っている。しかし、衆参両院の各議員事務室に割り当てられている公用 PC については、議員室外への持ち出しが一切禁止されていることから、テレワークや議員室外でのリモート対応などは個人にセキュリティが一任された、個人端末での対応が求められている。ポストコロナの時代においては柔軟な働き方が重要になる。そして公用品を利用することでセキュリティの担保に繋がるという点から、社会のデジタル化に対応するべく公用の貸与 PC の議員室外、会館外への持ち出しの一定ルールの下での抜本見直しを提案する。

(4) イン트라ネットの DX

デジタル化が進み、国会議員の活動は時間や場所を問わず行われるようになった。その一方で、議員や秘書が各種の調査を行うための重要なツールである衆参立法情報ネットワークシステム（イントラネット）は、衆議院においては議員事務室内で公用 PC での利用に限られ、参議院においては有線接続の場合は私有 PC でアクセス出来るものの、同じく議員事務室内のみの利用に限られている。現在のイントラネットの仕組みを抜本的に見直し、より柔軟な調査環境を整えるために、議員や秘書に ID や PW を割り振り、アクセス管理を行うことなどによって、セキュリティを担保しつつ、議員室外からでも調査を行える方法へ変更を提案する。

(5) デジタル・ディバイドの解消

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から政府がテレワークを推奨する一方で、多くの国会議員や秘書間で既存のデジタルツールが利活用できておらず、デジタルの恩恵を受けられない、デジタル・ディバイド（情報格差）が起きている。今後、社会と国会の間でも起きかねないデジタル・ディバイドを解消すべく、様々なハードとソフトの利活用の促進などを行うべきである。そして様々なツールをいかに活用するか、いかにセキュリティを確保するかなど、衆参事務局や秘書会が主催となり研修を行い、国会議員と秘書の IT リテラシーの強化、デジタル・ディバイドの解消に取り組むべきと考える。合わせて、選挙後や PC の更改時、ネットワークシステムの更新時などは、利用方法を周知し、サポートデスクの設置

やフォローアップを行うなど活用の周知を求める。

(6) 国会審議映像の SNS 投稿等を可能とする措置

国会審議映像の SNS 投稿等は、デジタル時代における政治的表現の自由の確保、統治機構の透明性向上等の観点から重要であるが、現行著作権法上は、許諾を得ずにその配信を行うことはできない。そこで、本年の自民党・知的財産戦略調査会からの提言を踏まえ、著作権法 40 条の改正等を行うことによって、国会審議映像の SNS 投稿等を可能とする措置を行うことを提案する。

国会（院内、議員会館等）への入退館手続きの DX

現状、行政官庁の国家公務員の入館に際し、衆参両議員会館内と院内への入館方法が異なる。衆参両議員会館内へ入る際には各院の規定の手続きをし、通行証を発行し入館、もしくは入館ができる通行証を所持している者は衛視の目視での確認で入館となっている。国会といういわば行政の警察権が及ばないエリアでのセキュリティの確保は容易ではない。民間や自治体庁舎などで既に活用している入退館のデジタル化を上手に組み入れることで、院内や議員会館への入退館手続きの DX を進め、よりセキュアを担保した簡便な入館管理の構築が必要である。

(1) 国家公務員の院内への入館

院内に入る際には「公務員プレートと公務員記章」の 2 つを衛視が確認した上で院内に入ることが可能となっている。衛視は各省庁に割り当てられている公務員プレートで所管官庁を確認する。公務員記章の登録者及び院内に入る為の公務員記章（個人認証無し）は数に限りがあることから、公務員記章を持っていない者に関しては院内に入る為に各省庁内で割り振られている公務員記章（個人認証無し）の貸し借りをを行い、国家公務員が本来の業務に傾注できずに院内に入るための公務員記章の確保に翻弄されていることは、長らく問題視されてきた。また、貸し借りをを行うことで、想定しているセキュリティレベルに到達しているのか疑問符が付き、その運用がルール上の想定にそぐわないケースが生じている可能性も否めない。そこで、それらの問題を解消し、尚且より高いセキュリティの確保をするために、院内に入る国家公務員に対し、公務員プレートと公務員記章の組み合わせではなく、国家公務員 IC カード又は国家公務員 IC カード機能が付与されたマイナンバーカードで個人認証（オーセンティケーション）し、その上で院内への入りの許可（オーソリゼーション）を行うことについて検討を提案する。上記を改善することで、入館の個人が特定されることでセキュリティの向上が行われるとともに、長らく要望のある課題点についての改善の両立を図ることが可能である。なお、公務員記章は、当該省庁において真に当該職員が院内に入る国家公務員であることを示しているという機能を保持していると考えられる。この点を引き続きセキュリティ上重視する場合には、各省庁において、当該職員が院内に入る公務員であることを、IC カード等に追加の情報として事前に付加する機能を設け、当該情報が付加されている場合にのみ、院内に入ることが可能となるダブルチェックの仕組みを設けることで、この機能を実現することができると思う。

(2) 国家公務員・一般来館者の衆参両院の議員会館への入館手続き DX

一般来館者の衆参両院の議員会館への入館手続きは受付で紙に記入をし、各議員事務所が電話やビデオフォンを確認することで入館許可を行っている。デジタルを活用した、よりセキュアな入館管理方法として、来館者はインターネット上で事前に入館許可の申請を行い、受け入れ側の議員事務所が有効期限のある入館許可を、来館日のワントイムの QR コード等で発行し、来館者に事前送付を行う。来館当日は交付された QR コードを受付に提示し、入館証を発行することで、受付での入館手続の簡素化を図ることが出来る。同時に受け入れ側が守るべき入館者の個人認証と入館の許可の2点を保持することも出来る。

行政官庁の国家公務員による議員会館等への出入は、衆参両議院の会館運営規則や記章規程、新議員会館入退館等に関する方針、先例集により、議院記章、特別通行証、通行証の帯用者に限られているが、一般来館者と同様に各議員事務所や事前にワントイムの QR コード等を発行することで入館許可する仕組み、あるいは国家公務員のみ、国家公務員 IC カード又は国家公務員 IC カード機能が付与されたマイナンバーカードでの衆参両院議員会館の入館への簡素化を提案する。

入館後のセキュリティに関しては、衆議院会館は衛視が巡回し入館証を目視確認することでセキュリティの担保を行っており、参議院会館はアクティブ IC タグによって来館者の位置の確認を可能にすることでセキュリティの担保を行っている。

どちらも実際の入館者と各通行証を携行する人の同定が出来ていないケースが見受けられるが、所在を把握することでセキュリティを保持出来ることから、衆議院議員会館にもアクティブ IC タグの導入をし、利便性の向上とセキュリティの確保の両立が出来ると考える。

国立国会図書館の DX

国立国会図書館は国会に属する機関として、国立国会図書館法によって図書及びその他の図書館資料の収集と図書館奉仕の提供、そして国会議員の職務遂行の補佐を行うことが目的として定められている。我々国会議員がデジタル社会においてスピーディーな政策立案が求められる中、国際社会に遅れを取らず、情報をデジタルで収集可能とする仕組みの構築が必要である。そして国立国会図書館の DX を進めることにより、図書館職員と議員秘書の業務環境の改善、電子保存の手法において我が国の文化の補完にもつながるものとする。デジタル社会における国立国会図書館の本来の機能の更なる向上を図るためにも DX の検討を提案する。

(1) 国立国会図書館資料のデジタル化の推進

国立国会図書館の DX は資料のデジタル化が進まなければ始まらないが、現在のデジタル化済み資料は1968年までの約244万点であり、資料全体の約5分の1のみである。昨年、自民党・知的財産戦略調査会から、2000年まで(約165万点分)の予算207億円の確保を提言し、それを受けて、令和2年第三次補正予算で60億円は措置済みだが、残りの予算が確保され、国立国会図書館資料のデジタル化を着実に推進することが必要である。

なお、デジタル化資料については、OCR(光学文字認識)処理しテキスト検索を可能にするとともに、スニペット表示できるようにすることを要望する。また、視覚障害者等も利用しやすいデータの充実にも取り組むことを求める。

(2) 国立国会図書館からの複製資料のオンライン提供等の実現

現在、国立国会図書館からの複製資料のオンライン提供は、著作権法上の公衆送信に該当し、かつ、権利制限規定がないため、実現できない。この状況は、令和3年改正著作権法の施行によって一部は改善されるものの、抜本的な改善とはならない。国立国会図書館が国会議員に対して立法活動の補佐として行う複製資料の提供については、立法の目的という極めて公益性が高い活動であり、著作権法によって阻害されるということはないはずである。そこで、本年の自民党・知的財産戦略調査会からの提言を踏まえ、著作権法42条改正等を行うことによって、著作権者の利益を不当に害さないことを条件に、早急に、国立国会図書館からの複製資料のオンライン提供を実現することを提案する。

また、同時に、国立国会図書館がデジタル化した全ての資料の閲覧も実現することを求める。なお、国会議員の活動に係る調査にあたり、例えばイントラネットを通じた情報収集が公衆送信に該当するか否かの定義は、今後も議論すべき課題である。

(3) 国立国会図書館の資料・情報の収集・保存におけるデジタル化の促進

国立国会図書館のDXをより一層推進するため、2000年以降の資料のデジタル納入や蔵書の電子完結について検討を行うとともに、オープンデジタルの資料（電子出版のみの書籍、デジタル版のみの記事等）の収集・保存の対象拡大、ストレージ等の設備のデジタル化対応等の取組みを行うことを求める。

以上